

8月は児童扶養手当の 現況届提出月です

児童扶養手当受給資格者の方々は、毎年8月に現況届手続きが必要です。引き続き児童扶養手当を受給するために大切な手続きですので、必ずお手続きください。

●受付期間および会場

受付期間	時間	受付会場
8月4日(木)	午前9時～ 午後4時	黒羽・川西地区公民館(黒羽支所2階)第1会議室
8月8日(月)～ 8月11日(木)	午前9時～ 午後5時	市庁舎東別館1階会議室(国保年金課となり)

※上記期間後はこども課窓口(市庁舎東別館2階)にて受け付けします。
※湯津上支所での受け付けは行いません。

●持参するもの

健康保険証(受給者および児童のもの)など
※なお該当する方には通知を差し上げます。

■問い合わせ

こども課子育て支援係
(市役所東別館2階)
TEL (23) 89332



税

あなたの税が未来を拓く 市町村税徴収強化月間 2011夏

市では、栃木県と協働により、納税の公平と税収の確保を図るため、7月から8月を「市町村税徴収強化月間2011夏」として、徴収の強化に取り組んでいます。

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税(地方税)に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲ですので、住民税の収納率が低いと、大田原市の予算は少なくなってしまう。(※住民税が増えた分、所得税は減っています。)

このことは、市の予算に占める住民税の割合が、大きくなったことを意味します。税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすこととなります。

一人ひとりが大田原市を支えます

これからは、市民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの市を支えていくことになるのです。

自主的な納付をお願いします

期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分(差押・公売など)をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の搜索、自動車の差押のためのタイヤロックをすることもあります。滞納処分をされないように、皆さんの自主的な納付をお願いします。

税収確保に向けた市の取り組み

- 納税相談** 市税などを納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。
- 納税催告** 納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書などを送付、電話催告、勤務先訪問を行います。
- 財産調査** 官公署、金融機関、保険会社、通信機関などに対して滞納者の財産を調査します。
- 給与調査** 滞納者の給与を差し押さえるため、勤務先に対し給与調査を行います。
- 差押処分** 不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

【納税・滞納Q&A】

A1Q1 『借金があるから税金が払えません』
関係法令によって、税金は全ての債務(借金含む)に優先すると定めてあります。個人債務より税金

が優先されます。

Q2 『いきなり差し押えられた、あんまりではないか』
税は納期内納付が大原則です。関係法令には、督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない時は「差し押えなければならぬ」と明示してあります。

A2 税は納期内納付が大原則です。関係法令には、督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない時は「差し押えなければならぬ」と明示してあります。

Q3 『個人の財産を勝手に調べて差押された。プライバシーの侵害ではないか?』
税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関、保険会社、勤務先等の関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

A3 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関、保険会社、勤務先等の関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

A4Q4 『差押の前に自宅訪問はしないの?』
差押などをするにあたり、自宅訪問して納税を催告する行政サービスは原則として行いません。差押などが行われるまでには、必ず事前に督促状などの通知が送付されています。

A5Q5 『小額滞納でも差押はするの?』
金額の大小に関わらず差押等を行います。「小額の滞納だから差し押えられないはず…」といった考えはお止めください。

■問い合わせ

収納対策課徴収対策係
TEL (23) 8703